

2019年9月17日
株式会社日本政策金融公庫

「令和元年台風第15号に係る災害に関する相談窓口」の追加設置について

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）農林水産事業は、令和元年台風第15号により被害を受けられた農林漁業者の皆さまに対し、9月17日付けで相談窓口を本店農林水産事業本部に追加設置しました。

なお、農林漁業者等の皆さまに対しては、水戸支店、宇都宮支店、千葉支店、東京支店、横浜支店の農林水産事業において、本災害により被害を受けられた方を対象とする窓口を設置し、引き続きご相談を受け付けています。

<農林漁業者等の皆さまのお問い合わせ先(9月17日時点)>

水戸支店	農林水産事業	TEL：029-232-3623
宇都宮支店		TEL：028-636-3901
千葉支店		TEL：043-238-8501
東京支店		TEL：03-3270-9791
横浜支店		TEL：045-641-1841
本店	農林水産事業本部	TEL：0120-926478

本災害により被害を受けられた農林漁業者等の皆さまに心からお見舞い申し上げます。日本公庫は、本災害による被害を受けられた農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

【主な資金制度】

資金名	資金の使いみち (※1)	融資限度額	返済期間 (うち据置期間)	利率 (※2)
農林漁業施設資金 (災害復旧施設)	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金	負担額の80%又は1施設あたり300万円(特例1施設あたり600万円(※3))のいずれか低い額	15年以内 (3年以内)	0.07%
農林漁業 セーフティネット 資金(災害)	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	【一般】 600万円以内 【特認】(※4) 年間経費等の 6/12以内	10年以内 (3年以内)	0.07%

※1 災害を原因としてこれらの資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行する「り災証明書」が必要となります。

※2 利率は令和元年9月17日現在のものです。金利情勢により変動します。

※3 融資限度額を引き上げなければ当該災害復旧の実施が困難と認められる場合に適用されます。

※4 簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。